

利益相反管理方針

キャピタル損害保険株式会社

当社は、当社または当社グループ金融機関が行う取引によってお客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれがある取引を管理します。

1.対象取引および特定方法

(1) 対象取引

「利益相反のおそれのある取引(以下「対象取引」といいます。)」とは、当社または当社グループ金融機関が行う取引のうち、「お客様の利益を不当に害するおそれがある取引」をいいます。

なお、「お客様」とは、当社または当社グループ金融機関とすでに取引関係にある、または取引関係に入る可能性のあるお客さまをいいます。また、当社グループ金融機関とは、保険業法第 100 条の2の2第 2 項に定める親金融機関等に該当する会社をいいます。

(2) 対象取引の類型および特定方法

① 対象取引の類型

対象取引には次に掲げるような類型があります。

お客様の利益と当社または当社グループ金融機関の利益が相反する取引

お客様の利益と当社または当社グループ金融機関の他のお客様の利益が相反する取引

② 特定方法

対象取引に該当するか否かの特定については、個別事情を総合的に考慮のうえ特定します。

2.対象取引の管理方法

対象取引に該当する取引を認識した場合、当該取引に関して次に掲げる方法その他の方法による措置を講じて、お客様の保護を適切に行うよう管理します。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門間で当該取引に係る情報について遮断を行う方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する、もしくは提供する役務を限定する方法
- (3) 対象取引または当該お客さまとの取引を回避する方法
- (4) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示し同意を取得する方法

3.利益相反管理体制

当社は、利益相反管理部署および利益相反管理責任者を設置し、対象取引の特定および管理を統括するとともに、利益相反管理態勢の検証および改善ならびに利益相反管理に関する教育・研修を行います。

以上